

宅地建物取引業関係申請・届出（その他手続き）

(1) 宅建業免許証(A4横版サイズ)の再交付(亡失、汚損、破損等による)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業者免許証再交付申請書 【手数料】不要	《知事免許》 1部 《大臣免許》 2部	なし	《1.亡失、2.滅失の場合》 ・添付書類なし 《3.汚損、4.破損の場合》 ・宅地建物取引業者免許証(A4版)	遅滞なく

(2) 宅建業免許証明書(名刺サイズ)の再交付(亡失、汚損、破損等による)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業者免許証明書再交付申請書 【手数料】不要	《知事免許》 1部 《大臣免許》 未交付	なし	《1.亡失、2.滅失の場合》 ・添付なし 《3.汚損、4.破損の場合》 ・宅地建物取引業者免許証(A4版)	遅滞なく ・免許証明書は 石川県知事免許のみ交付

(3) 廃業等の届出(事由:1.死亡[個人]、2.消滅[法人]、3.破産、4.解散[法人]、5.廃止<任意>)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業廃業等届出書 ・宅地建物取引業者免許証返納届出書 (宅地建物取引士の死亡等がある場合は、合わせて取引士の登録消除の届出も提出) 【手数料】不要	《知事免許》 3部 (正1部 副2部 コピー可) 《大臣免許》 4部	2部 (1部本人 1部協会)	1.宅地建物取引業者免許証 2.宅地建物取引業者免許証明書 【知事免許のみ添付】 《死亡時》戸籍謄本(死亡、相続人がわかるもの) 《破産時》破産したことがわかる書面 《消滅、解散時》消滅、解散したことがわかる商業登記簿謄本 《廃止時》添付書類なし	事実発生日から 30日以内

※協会未加入業者は副本1部減

(4) 営業保証金の供託の届出

[供託額:主たる事務所は1,000万円、従たる事務所は500万円/店]

(事由:1.新規免許、2.事務所増設、3.不足額の発生、4.保管替え、5.社員の地位の喪失、6.変換[差し替え])

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類	提出時期
・営業保証金供託済届出書 【手数料】不要	2部 (正1部 副1部 コピー可)	1部	1.供託書のコピー(原本提示) (大臣免許の場合は、地方整備局に原本提示)	《新規免許》 3ヶ月以内 《事務所増設》 2週間以内 《保管替え、変換》 遅滞なく

(5) 営業保証金の取りもどし手続き

①官報に公告し、届出→[6ヶ月後]県に債権の申出がない場合→②の手続き
→[6ヵ月後]県に債権の申出がある場合→③の手続き

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	提出時期
①営業保証金取戻し公告届 【手数料】不要	2部	1部	1.公告された官報のコピー (公告内容:保証金規則第8条参照)	官報に公告後 すみやかに
②債権の申出がなかった旨の 証明書交付申請書 【手数料】不要	2部	1部	1.公告された官報のコピー	官報公告後6ヶ月 経過後
③債権の申出書及び申出債権 総額証明書交付申請書 【手数料】不要	2部	1部	1.公告された官報のコピー	官報公告後6ヶ月 経過後

※官報掲載取扱所:石川県官報販売所の「(株)うつのみや TEL:076-234-8120」で取扱

(6) 宅建業法第50条第2項の届出

【届出対象】現地案内所等

【届出先】 届出対象施設の所在地の都道府県

(届出者が石川県知事免許業者以外の場合は、県から免許先都道府県(国)へ届出書を送付)

【その他】 業務期間は1年以内、内容変更や1年以上の場合は再度届け出る。

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	備 考
・届出書 (宅建業法50条2項の届出書) 【手数料】不要	《石川県知事免許》 2部 《上記以外の免許》 3部	1部 1部	1.該当物件の付近見取り図	業務開始日の 10日前 (中10日)